

死刑に関する国際連合等の動き

1 いわゆる死刑廃止条約について

- 1989年、国連総会において、一般に死刑廃止条約と呼ばれている「死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約・第二選択議定書」が採択。
- 2009年12月15日時点におけるこの条約の加盟国数は、72か国（国連事務総長報告による）。
- この条約を我が国は締結していない。

（注）死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約・第二選択議定書（法務省刑事局仮訳）

第1条 この議定書の締結国の管轄内にある者は、何人も死刑を執行されない。

2 各締結国は、その管轄内において死刑を廃止するためにあらゆる必要な措置をとる。

第2条 批准又は加入の際に付された留保であって、戦時中に行われた軍事的性質の極めて重大な犯罪に対する有罪判決に従って戦時に死刑を適用することを除き、この議定書にはいかなる留保も許されない。（以下略）

2 いわゆるモラトリアム決議 (Moratorium on the use of the death penalty) について

- 2007年及び2008年、国連総会において死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れて死刑の執行猶予を確立すること」などを求める決議が採択された。

（注）モラトリアム決議についての賛否の状況（国連事務総長報告）

- ・ 2007年死刑執行猶予決議について

*	賛成	104
	反対	54
	棄権	29

・ 2008年死刑執行猶予決議について

* 賛成	106
反対	46
棄権	34

3 国際規約委員会の勧告

○ 2008年、市民的及び政治的権利に関する国際規約委員会（B規約委員会）が我が国に対し、「死刑廃止を考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである。」などとする勧告を行った。

(注) B規約委員会勧告

16. 委員会は、実際に死刑が殺人を含む犯罪のみに課されていることに留意する一方、死刑によって処罰される罪の数が未だに減少していないこと及び近年執行の数が着実に増加していることへの懸念を再度表明する。(中略)

世論調査の結果如何にかかわらず、締約国は、死刑廃止を前向きに考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである。廃止までの間、B規約第6条2に従い、死刑は最も重大な犯罪に厳しく限定されるべきである。(以下略)